

宇部市道路占用料徴収条例

新 旧 対 照 表

旧				新				
別表（第二条、第四条関係） （平二八条例三八・全改、令二条例一七・一部改正）				別表（第二条、第四条関係） （平二八条例三八・全改、令五条例一三・一部改正）				
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料	
法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につ き1年	510円	第1種電柱	1本につ き1年	570円		
	第2種電柱		790円	第2種電柱		870円		
	第3種電柱		1,100円	第3種電柱		1,200円		
	第1種電話柱		460円	第1種電話柱		510円		
	第2種電話柱		730円	第2種電話柱		810円		
	第3種電話柱		1,000円	第3種電話柱		1,100円		
	その他の柱類		46円	その他の柱類		51円		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1m につき1 年	5円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1m につき1 年	5円
	地下電線その他地下に設ける線類			3円		地下電線その他地下に設ける線類		3円
	路上に設ける変圧器		1個につ き1年	450円		路上に設ける変圧器	1個につ き1年	490円
	地下に設ける変圧器		占用面積 1㎡につ き1年	270円		地下に設ける変圧器	占用面積 1㎡につ き1年	300円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所		1個につ き1年	910円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1個につ き1年	1,000円
	郵便差出箱			380円		郵便差出箱		420円
	広告塔		表示面積 1㎡につ き1年	1,900円		広告塔	表示面積 1㎡につ き1年	1,800円
その他のもの	占用面積 1㎡につ き1年	910円	その他のもの	占用面積 1㎡につ き1年	1,000円			
法第32条 第1項第2号に掲げる 物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1m につき1 年	19円	外径が0.07m未満のもの	長さ1m につき1 年	21円		
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		27円	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		30円		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		41円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		45円		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		55円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		61円		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		82円	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		91円		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		110円	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		120円		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		190円	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		210円		
	外径が0.7m以上1m未満のもの		270円	外径が0.7m以上1m未満のもの		300円		
	外径が1m以上のもの		550円	外径が1m以上のもの		610円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			910円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,000円	
法第32条 第1項第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1つのもの	占用面積 1㎡につ き1年	法第32条 第1項第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1つのもの	占用面積 1㎡につ き1年	近傍類似の土地の時価に 0.005を乗じて得た額
		階数が2つのもの				近傍類似の土地の時価に 0.008を乗じて得た額		
		階数が3つ以上のもの				近傍類似の土地の時価に 0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路	930円			上空に設ける通路	900円		
	地下に設ける通路	560円			地下に設ける通路	540円		
その他のもの	910円	その他のもの	1,000円					
法第32条 第1項第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1㎡につ き1日	19円	法第32条 第1項第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1㎡につ き1日	18円	
	その他のもの	占用面積 1㎡につ き1月	190円	その他のもの	その他のもの	占用面積 1㎡につ き1月	180円	

宇部市道路占用料徴収条例新 旧 対 照 表

旧				新					
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	190円	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	180円	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,900円		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,800円	
	標識		1本につき1年	730円	標識		1本につき1年	810円	
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19円	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18円	
		その他のもの	1本につき1月	190円		その他のもの	1本につき1月	180円	
	幕（令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	19円	幕（令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	18円	
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	190円		その他のもの	その面積1㎡につき1月	180円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800円	
		その他のもの		930円		その他のもの		900円	
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	190円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				91円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100円
備考				備考					
<p>一 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>二 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>五 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>六 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間等が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間等が一月未満であるとき又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。</p>				<p>一 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>二 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>五 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>六 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間等が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間等が一月未満であるとき又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。</p>					